

～若者・子育て世帯の分譲地購入をサポート！～

那賀町子育て世帯分譲地 取得補助金が始まります！

那賀町では、若者・子育て世帯の定住を促進するため、町が指定する分譲地の購入に対し、下記のとおり補助金を支給することといたします。

今回、対象となるのは、9月から一般販売が始まった南川分譲地です。

対象となる方は、ぜひ、ご検討ください。

【支給要領】

○対象世帯 (右記をすべて満たすこと)	・当該分譲地購入時において、中学生以下の児童(妊娠中も含む)を養育する世帯。もしくは、夫婦のいずれかが40歳未満の世帯 ・当該分譲地に住居を構え、同地に住民登録を行い、長期(10年以上)にわたり居住する世帯 ・世帯全員に町税等の滞納がない世帯
○対象分譲地	南川分譲地3区画(別表参照)
○支給要件 (右記をすべて満たすこと)	・取得した土地の所有権を2分の1以上有すること ・土地引渡し後、3年以内に建築し、入居すること ・世帯全員が反社会勢力等でないこと
○支給方法	①対象分譲地の所有権移転登記完了から1ヶ月以内に交付申請 ↓ ②町が内容を審査、適当と認めれば、内定を通知 ↓ ③住居の建築が完了し、同地への住民登録を終えた後、補助金を支給。
○支給金額	土地面積1㎡あたり6,600円(別表参照)

【別表】

区画	所在	面積	支給金額
①	和食郷南川 312-6	295.52㎡(89.39坪)	1,950,432円
②	和食郷南川 312-15	278.44㎡(84.22坪)	1,837,704円
③	和食郷南川 312-13	277.99㎡(84.09坪)	1,834,734円

お申し込み・お問い合わせ先

那賀町役場 すこやか子育て課

電話:0884-62-1150

E-Mail: kosodate@naka.i-tokushima.jp